「生物多様性国家戦略 2012-2020」の関連部分について

第2部 愛知目標の達成に向けたロードマップ

主要行動目標

- B-1-3 鳥獣の個体数管理をはじめとする鳥獣保護管理施策の着実な実施のため、保護管理技術の充実、生息状況等に関する調査の促進等を行うほか、2015 年までに鳥獣保護法の施行状況の見直しを行うとともに、2020 年までに保護管理の担い手を確保するための仕組みづくりとその運用を行う。
- B-1-4 個体数管理をはじめとする鳥獣保護管理施策との連携を図りつつ、鳥獣被害防止特別措置法に基づき、鳥獣による農作物被害を防止するための取組を総合的に推進し、広域的かつ効果的な鳥獣による森林被害対策を推進するとともに、鳥獣の生育環境を確保するため、多様な森林の整備・保全を図るなど、鳥獣との共生にも配慮した対策を推進する。

第3部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画

鳥獣保護区の指定と管理

- 鳥獣保護区及び同特別保護地区の指定は、鳥獣の保護を図る上で根幹となる制度であり、鳥獣の生息環境を確保し、同時に鳥獣以外の生物を含めた地域の生物多様性の維持回復や向上にも資するため、今後とも指定の推進を図ります。国指定鳥獣保護区においては、関係機関との調整を図りながら、全国的または国際的な見地から鳥獣の保護上重要な地域について、今後とも指定の推進を図ります。また、今後作成する絶滅のおそれのある野生生物の保全戦略に定める保護区指定の考え方等も踏まえ、保護区の再編を図ります。(環境省)
 - →国指定鳥獣保護区について、既存の研究報告や独自調査の結果に基づき、平成24年6月に3箇所(渡良瀬遊水地、円山川下流域、荒尾干潟)の新規指定を行い、平成24年10~11月に、既指定鳥獣保護区の6箇所(濤沸湖、厚岸・辺寒辺牛・霧多布、大黒島、藤前干潟、片野鴨池、大台山系)の更新・拡大等を行った。

【現状】国指定鳥獣保護区:82個所、585 千 ha

- 自然公園など関連する他の制度における保護施策とも緊密に連携しつつ、渡り鳥の集団渡来 地などについて鳥獣保護区の指定を進め、渡り鳥の国際的な生息地のネットワークを確保する など、生態系ネットワークの確保に努めます。(環境省)
 - →集団渡来地の保護区として、平成24年6月に渡良瀬遊水地及び荒尾干潟の新規指定を行い、既指定鳥 獣保護区では平成24年10~11月に濤沸湖、厚岸・辺寒辺牛・霧多布、片野鴨池、藤前干潟の更新・ 拡大等を行った。

- 鳥獣保護区においては、定期的な巡視、鳥獣の生息状況の調査を実施するとともに、人の利用の適正な誘導、鳥獣の生態などに関する普及啓発、鳥獣の生息に適した環境の保全・整備を推進し、適切な管理を行っていきます。特に国指定鳥獣保護区については、鳥獣保護区ごとの保護管理方針を示すマスタープランに基づき、管理の充実に努めます。また、鳥獣保護区において鳥獣の生息環境が悪化した場合に、必要に応じて鳥獣の生息地の保全及び整備を図るため、鳥獣の繁殖や採餌のための施設の設置、湖沼などの水質を改善する施設の設置、鳥獣の生息に支障を及ぼす動物の侵入を防ぐ侵入防止柵の設置などの事業を行います。(環境省)
 - →国指定鳥獣保護区において定期的な巡視や生息状況の調査等を行うとともに、鳥獣の生息環境の改善を要する9箇所の国指定鳥獣保護区において、生息地の保護及び整備のための保全事業を実施。

鳥獣の捕獲の規制

- 猟法規制の遵守徹底を図り、錯誤捕獲の防止などわなによる適正な捕獲や狩猟などに伴う危険防止を推進します。また、錯誤捕獲の実態を把握するための情報収集に努めます。(環境省)
 →狩猟開始前等に各都道府県及び関係団体を通じて指導。
- 狩猟鳥獣などの生息状況をモニタリングし、定期的に狩猟鳥獣の指定や捕獲の制限等を見直します。また、狩猟鳥獣の考え方や情報収集のあり方等について検討するとともに、モニタリング手法が確立していない狩猟鳥獣について、モニタリング手法を検討し、地方自治体等への情報提供を行います。(環境省)
 - →狩猟鳥獣の捕獲数の推移等を把握するとともに、モニタリング手法が確立していない狩猟鳥獣について、モニタリング手法の確立へ向けた調査検討を実施。

科学的・計画的な保護管理

- 鳥獣の生息状況の効果的・効率的なモニタリング、保護管理の中核的な担い手の確保や育成、 個体数調整、緩衝帯の設置など生息環境管理、防護柵の設置や作物残渣の除去など被害防除に ついて、地域の取組への支援も含めた対応を進めます。(環境省、農林水産省)
 - →・特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドラインや保護管理レポートについて都道府県に対して積極的に普及を図る。また、鳥獣保護管理に係る担い手の確保のため、鳥獣保護管理に係る人材育成事業を推進。
 - ・国有林では、地方自治体等の関係機関や学識経験者、NPO 等との連携体制を構築し、モニタリング 調査を通じて野生鳥獣の生息状況等の把握を行いつつ、個体数管理、被害箇所の回復措置、森林の 保全等の総合的な対策を推進。
 - ・「鳥獣被害防止総合対策交付金」において、鳥獣被害防止特措法に基づいて市町村が実施する個体数 調整、被害防除、生息環境管理等の地域ぐるみの総合的取組を支援。
- ニホンジカやイノシシのように、生息数や分布域が著しく増加して農林水産業や生態系などの被害が生じている種については、特定鳥獣保護管理計画に基づいて実施される、捕獲などによる個体数調整、被害防止施設の設置や生息環境の整備などの対策を科学的・計画的に推進す

るとともに、捕獲個体の処理加工施設の整備支援など、地域資源としての活用を促進します。 また、これらの種の全国における個体数を推定する手法を検討し、精度の向上に努めます。(環 境省、農林水産省)

- →・シカやイノシシ等の特定鳥獣について、種ごとに「保護管理検討会」を設置し、保護管理に関する 課題検討や効果的な保護管理手法等の最新の知見について整理等を行い、都道府県に対して積極的 に普及を図るとともに、技術的な指導を行い、保護管理を推進。
 - ・国有林では、地方自治体等の関係機関や学識経験者、NPO 等との連携体制を構築し、モニタリング 調査を通じて野生鳥獣の生息状況等の把握を行いつつ、個体数管理、被害箇所の回復措置、森林の 保全等の総合的な対策を推進。
 - ・「鳥獣被害防止総合対策交付金」において、捕獲した鳥獣の食肉としての利活用を推進するため、鳥 獣の処理加工施設の整備等の地域の取組を支援。
- カワウやクマ類など都道府県境を越えて広域に移動する鳥獣については、国及び関係都道府 県が特定鳥獣保護管理計画を作成するための方向性を示す広域的な保護管理の指針の作成を 推進するため、協議会の設立などにより関係省庁や都道府県の連携を促進するとともに、地域 個体群の生息状況を把握しつつ被害対策を実施するなど、関係機関で整合性が図られた保護管 理を推進します。(環境省、農林水産省、国土交通省)
 - →・広域的な保護管理を推進するため、カワウ2地域、クマ1地域、シカ1地域について広域保護管理 指針を作成し、協議会の運営や関係者間の情報共有等を行っている。また、関東カワウ広域協議会 においては、一斉追い払い等の事業を実施し、関東山地ニホンジカ広域協議会においては、実施計 画(中期・年次)を作成し、関係機関の連携のもと、各種対策を推進。
 - ・国有林では、地方自治体等の関係機関や学識経験者、NPO 等との連携体制を構築し、モニタリング 調査を通じて野生鳥獣の生息状況等の把握を行いつつ、個体数管理、被害箇所の回復措置、森林の 保全等の総合的な対策を推進。
 - ・「鳥獣被害防止総合対策交付金」において、効果的に被害防止対策を行うために鳥獣の行動域に対応し、都道府県域を越える複数の市町村が連携して行う広域的な鳥獣被害対策の取組について重点的に支援。
- 希少鳥獣であるゼニガタアザラシによる漁業被害が深刻化しているため、種の保全に十分配 慮しながら総合的な保護管理を推進します。(環境省)
 - →平成 24 年度からゼニガタアザラシ保護管理検討会を設置し、被害防除の検討や個体数等のモニタリングを実施し、ゼニガタアザラシと漁業等地域産業との共存を目指した保護管理の検討を推進。
- ニホンジカ等の個体数増加や分布拡大が著しい鳥獣については、捕獲数を増加させることが 課題です。効率的な捕獲技術の普及や捕獲体制の構築に努めます。(環境省)
 - →地域ぐるみで捕獲を推進するためのモデル事業や、ニホンジカの先進的捕獲技術等に関する研修を実 施
- 住民と鳥獣の棲み分け、共生を可能とする地域づくりに取り組むため、地方自治体、NPO などと連携し、奥地国有林における鳥獣の生息状況・被害状況の調査、生息環境の整備と鳥獣の

個体数管理などの総合的な対策を進めます。(農林水産省)

- →国有林では、地方自治体等の関係機関や学識経験者、NPO 等との連携体制を構築し、モニタリング調査を通じて野生鳥獣の生息状況等の把握を行いつつ、個体数管理、被害箇所の回復措置、森林の保全等の総合的な対策を推進。
- 知床国立公園、南アルプス国立公園、屋久島国立公園などでは、ニホンジカによる自然植生 衰退などの生態系や景観への悪影響が生じており、予防的・順応的かつ科学的な対策を講じる ため生態系維持回復事業計画を策定し、本計画に基づき、植生防護柵の設置や個体数調整など の対策を実施していきます。(環境省、農林水産省)
 - →知床、阿寒、尾瀬、南アルプス、霧島錦江湾、屋久島の6国立公園において生態系維持回復事業計画を策定し、関係機関等と連携・協力のうえ、生態系維持回復事業計画に基づく順応的且つ科学的なシカ対策を総合的に実施している。具体的な例を挙げると知床国立公園では、流し猟式シャープシューティング等の先進的な手法を用いた本格的な駆除を行っているほか、南アルプス国立公園では3,000m級の高山域のお花畑を保全するための防鹿柵の設置を行っており、生態系被害の軽減に向けた対策を各公園の状況に応じて、鋭意進めている。
- 蓋付き容器を利用するなどのカラスの生活環境への被害の対処方法などについての普及啓発 を進めます。(環境省)
 - →カラス対策マニュアル等による普及啓発を実施。
- 平成 24 年4月現在、都道府県知事により、ニホンジカ、クマ類、イノシシ等を対象として 46 都道府県で 120 の特定鳥獣保護管理計画が作成実施されていますが、生息状況や被害状況 などの情報を常にモニタリングし、順応的管理が進められています。これらのより効果的な実 施を支援するため、最新の知見を踏まえ、特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドラインを 必要に応じて補足、改訂を行います。(環境省)

【現状】4種のガイドラインを改訂(平成22年)

【目標】ガイドラインの補足・改訂回数:6種・おおよそのべ12回(平成32年まで)

- →最新の知見や現状を踏まえ、特定計画作成のためのガイドラインを改訂するとともに、平成 24 年度末 にガイドラインの補遺として種ごとに「保護管理レポート」を作成、配布。都道府県に対して積極的 に当該マニュアルの普及を図るとともに、技術的な指導を行い、計画の作成を推進。平成 25 年 4 月 1 日現在で 127 計画が作成されている。なお、現在、平成 16 年に作成したカワウの特定計画技術マニュ アルの見直し作業を実施中。
- 鳥獣の保護管理の担い手を確保・育成するため、地方自治体職員や狩猟者等を対象とした技術研修、鳥獣保護管理の専門的知見及び技術を有する者を登録・活用する人材登録事業、狩猟免許取得へ向けたセミナーの開催などの事業を推進します。(環境省、農林水産省)

【現状】15 回(平成24 年度)

【目標】研修・セミナー等のベ開催数:120回(平成32年)

→・地方公共団体職員向けの研修(特定計画の策定及び適切な実施の推進)を実施するとともに、平成 20 年度から鳥獣保護管理に係る人材の登録事業を実施。なお、現在の登録数はのべ99(名)。また、 平成 24 年度から狩猟免許取得へ向けたセミナーを開始した (平成 24 年度の研修・セミナー等のべ 開催数は 22 回)。

- ・「鳥獣被害防止総合対策交付金」において、狩猟免許講習会や捕獲技術向上のための講習会の開催 等、被害防止を目的とした捕獲等の担い手の育成・確保の取組について支援。
- 狩猟については、鳥獣の個体数調整に一定の役割を果たしていることから、鳥獣の保護管理 の担い手となる狩猟者の確保及び活用を図るとともに、狩猟の危険防止、捕獲された個体の有 効利用に努めるなど狩猟の適正な管理を進めます。(環境省、農林水産省)
 - →・平成 24 年度から狩猟免許の取得促進へ向けたセミナーを開始するとともに、地方公共団体の職員を 対象とした研修を実施した。
 - ・「鳥獣被害防止総合対策交付金」において、捕獲した鳥獣の食肉としての利活用を推進するため、 鳥獣の処理加工施設の整備等の地域の取組を支援。
- 鳥獣によって被害を受けている農家自身のわなを用いた鳥獣の捕獲を促進します。また、免許を持たない者であっても、補助的に捕獲に参加できるようになったことを踏まえ、地域ぐるみでの捕獲体制構築のためのモデル事業の実施などを通して、地域で一体となった鳥獣保護管理の取組を推進します。(環境省、農林水産省)
 - →・全国 12 道県の 13 カ所で地方協議会を設置し、モデル事業を実施。それぞれの地域においてわなによる捕獲技術の向上に向けた講習会など狩猟免許の取得を推進するよう指導を行っている。
 - ・各地方公共団体においてわな猟免許の取得を推進するよう指導。
 - ・「鳥獣被害防止総合対策交付金」において、狩猟免許講習会や捕獲技術向上のための講習会の開催 等、被害防止を目的とした捕獲等の担い手の育成・確保の取組や、箱わな等の捕獲機材の導入について支援。
- ○農林漁業者の高齢化や狩猟者人口の減少などが進行していることに伴い、地域全体で被害防止対策に取り組むため、鳥獣被害対策実施隊の設置などを推進します。(環境省、農林水産省)
 - →・各地方公共団体においてわな猟免許の取得を推進するよう指導。
 - ・鳥獣被害防止特措法に基づいて設置される鳥獣被害対策実施隊への支援措置の周知徹底や、実施隊 を設置する市町村への「鳥獣被害防止総合対策交付金」の優先配分等のメリット措置等により設置 を促進。
- 鳥獣による森林被害については、防護柵や食害チューブなどの被害防止施設の設置や捕獲による個体数の調整のほか、新たな防除技術の開発・普及、防除技術者の養成、監視・防除体制の整備などを促進します。(農林水産省)
 - →・鳥獣の生息数及び森林被害状況等の調査や被害防止テープ巻といった、地域の主体的な防除活動への支援等を行うことにより、地域づくりを推進。国有林では、広域にわたる野生鳥獣被害に効果的に対応するため、地方自治体等の関係機関や学識経験者、NPO 等との連携体制を構築し、モニタリング調査を通じて野生鳥獣の生息状況等の把握を行いつつ、個体数管理、被害箇所の回復措置、森林の保全等の総合的な対策を推進。
- 〇 関係省庁による鳥獣保護管理施策との一層の連携を図りつつ、鳥獣による被害及びその生息

状況を踏まえた広域的かつ効果的な被害対策に取り組むとともに、鳥獣の生息環境にも配慮し、 広葉樹林の育成などを推進します。(農林水産省)

- →・鳥獣の生息数及び森林被害状況等の調査や被害防止テープ巻といった、地域の主体的な防除活動への支援等を行うことにより、地域づくりを推進。国有林では、広域にわたる野生鳥獣被害に効果的に対応するため、地方自治体等の関係機関や学識経験者、NPO等との連携体制を構築し、モニタリング調査を通じて野生鳥獣の生息状況等の把握を行いつつ、個体数管理、被害箇所の回復措置、森林の保全等の総合的な対策を推進。また、シカの生息状況を踏まえた防護柵の設置、生息環境整備のため針広混交林への誘導、保護林や緑の回廊の設定・拡充等を実施。
 - ・「鳥獣被害防止総合対策交付金」において、効果的に被害防止対策を行うために鳥獣の行動域に対 応し、複数の市町村が連携して行う広域的な鳥獣被害対策の取組について重点的に支援。
- これらの施策の推進にあたっては、関連する施策と連携を図りながら一体的な効果が得られるように進めます。(環境省、農林水産省)
 - →・基本指針に基づき、各都道府県等と連携。
 - ・国有林では、地方自治体等の関係機関や学識経験者、NPO 等との連携体制を構築し、モニタリング 調査を通じて野生鳥獣の生息状況等の把握を行いつつ、個体数管理、被害箇所の回復措置、森林の 保全等の総合的な対策を推進。
 - ・鳥獣による被害防止の施策及び鳥獣の保護管理を総合的かつ効果的な実施を図るため、農林水産省、 環境省、警察庁等で構成する省庁連絡会議を設置し、対策を講じているところ。

鳥獣の生息環境などの調査・研究

- 自然環境保全基礎調査を引き続き実施し、その一環として主要な鳥獣の全国的な生息情報の 収集整備に努めます。特に、ニホンジカやクマ類をはじめ、わが国の生態系や農林水産業に大 きな影響を及ぼす鳥類・哺乳類のきめ細かな保護管理施策を進めるため、これら特定の野生動 物について、速報性を重視した重点的な全国個体数推定及びその経年変動に関する調査を推進 します。(環境省)
 - →中大型哺乳類に関し、既存の生息状況調査、捕獲情報等を解析し、全国の生息状況及び生息動向の把握手法を整理した。また、イノシシやシカを対象に、個体数の推定方法や、それに必要な生息状況等に関する調査の在り方等について検討を行っている。
- 狩猟者または鳥獣の捕獲許可を受けた者から報告される捕獲鳥獣に関する情報について、メッシュ単位の位置情報として収集します。(環境省)
 - →都道府県を通じ狩猟及び許可捕獲にかかる捕獲位置情報を収集。
- GIS(地理情報システム)を活用した情報データベースシステムの充実に努めます。(環境省) →捕獲位置情報を地図に簡易に表示できる捕獲位置情報マッピングシステムを平成20年度に開発し、捕 獲位置情報マッピングシステムサポートサイトを開設している。
- 特に農作物や生態系に被害を及ぼしている鳥獣については、それらの被害を防止し、鳥獣を 適切に管理するため、その個体群管理手法、生息数及び密度把握の手法、被害防止技術などに

関する調査・研究を進めます。(環境省、農林水産省)

- →地域生物多様性保全活動支援事業により、特定の地域において、先進的かつ効果的な野生鳥獣の管理 手法の開発等を支援するとともに、全国の先進事例を収集し普及に努めた。
- 渡り鳥の保護については、干潟や湖沼などの生息環境の現況を把握するため、引き続き鳥類 観測ステーションにおける標識調査、ガン・カモ・ハクチョウ類の全国一斉調査を実施するほ か、モニタリングサイト 1000 事業において、主要な渡来地におけるガン・カモ類やシギ・チ ドリ類の生息調査などのモニタリング調査を実施します。これら鳥獣の保護管理に関する調査 研究については、民間団体などとの連携を通じて効果的な実施を図ります。(環境省)
 - →標識調査、ガン・カモ・ハクチョウ類の全国一斉調査、モニタリングサイト 1000 事業のガンカモ類、 シギ・チドリ類の生息調査について、民間団体、地方公共団体等の協力を得て実施。
- 住民と鳥獣の棲み分け、共生を可能とする地域づくりに取り組むため、地方自治体、NPO などと連携し、奥地国有林における鳥獣の生息状況・被害状況の調査、生息環境の整備と鳥獣の個体数管理などの総合的な対策を進めます。(農林水産省)
 - →国有林では、地方自治体等の関係機関や学識経験者、NPO 等との連携体制を構築し、モニタリング調査を通じて野生鳥獣の生息状況等の把握を行いつつ、個体数管理、被害箇所の回復措置、森林の保全等の総合的な対策を推進。

違法捕獲の防止など

- 平成 23 年に行った「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」の改正において、愛玩飼養のための捕獲については、都道府県知事が認める一部の例外を除き、原則として許可しないこととされたため、その周知を図り、適正飼養を推進します。また、愛玩飼養のための捕獲は、今後廃止する方向で検討し、検討方向の周知に努めていきます。(環境省)
 - →都道府県主催の鳥獣ブロック会議や環境省主催の鳥獣行政担当者会議等で愛がん飼養の捕獲許可等に ついて適正化を指導。
- O 鳥獣保護員を活用し警察や地方自治体、自然保護団体とも連携して、違法捕獲及び違法飼養 の取締りの強化を推進します。(環境省)
 - →平成 23 年度にホオジロの識別マニュアルを作成・公表。現在、メジロの識別マニュアル(改訂版)を 作成中。

鳥獣の救護体制など

- 傷病鳥獣として保護収容される個体の分析により、感染症等の原因の把握や自然界に排出された鉛やその他の有害物質などが与える影響の適切な把握に努めるとともに、水鳥や大型猛禽類の鉛中毒を防止するため、鳥獣保護法に基づく指定猟法禁止区域制度を活用した鉛製銃弾の使用禁止区域の指定を促進します。また、狩猟などにおいて捕獲された鳥獣の死体放置の禁止を徹底します。(環境省)
 - →基本指針に基づき都道府県に指定猟法禁止区域の指定の促進を指導するとともに、大型猛禽類等の鉛

- の影響についてのモニタリングを実施している。
- 地方自治体と連携しつつ、民間の協力も得て、感染症の防疫等に配慮しながら、傷病鳥獣救護の受け入れ、リハビリ、対象鳥獣の検討などの体制整備を進めます。また、傷病鳥獣救護のあり方について、実態も踏まえて検討を行います。(環境省)
 - →基本指針等に基づき、各都道府県等と連携。
- 水鳥救護研修センターにおいて、油汚染事故が生じた場合など一時的に多数の油汚染された 水鳥などが発生した場合に対する準備や被害が発生した地域で迅速な対応が可能となるよう 地方自治体職員などを対象とした研修を引き続き実施します。(環境省)
 - →水鳥救護研修センターにおいて、地方公共団体職員などを対象とした研修を実施。

普及啓発など

- 鳥獣の保護管理に関しては、地域住民の理解と協力が不可欠であり、これを踏まえた主体的な参加も求められるため、鳥獣とふれあう機会の創出や自然環境教育の実施、安易な餌付けによる影響及び鳥獣による生態系・農林水産業などに係る被害の実態などについての情報提供などを通じて、広く人々に人と鳥獣との適切な関係の構築について理解を深めてもらうための普及啓発及び助言・指導を積極的に行います。(環境省、農林水産省)
 - →基本指針やホームページ等において、広く人々に人と鳥獣との適切な関係の構築について理解を深めてもらうための助言・指導及び普及啓発を実施。
- 鳥獣の適切な保護管理の推進については、国、地方自治体、研究機関、民間団体などの連携 が重要であり、その充実・強化に努めます。(環境省、農林水産省)
 - →・基本指針に基づき指導を行うとともに、担当者会議等を通じた意見交換、情報収集等を実施。
 - ・国有林では、地方自治体等の関係機関や学識経験者、NPO 等との連携体制を構築し、モニタリング 調査を通じて野生鳥獣の生息状況等の把握を行いつつ、個体数管理、被害箇所の回復措置、森林の 保全等の総合的な対策を推進。
 - ・鳥獣被害防止特措法に基づき設置される地域協議会には、市町村、農業協同組合、森林組合、猟友 会、集落の代表者等が構成員となり、関係者の連携による地域ぐるみの取組を推進しているところ。

鳥インフルエンザなど

○ わが国では、高病原性鳥インフルエンザが、平成 16 年度から家きんや野鳥(オオハクチョウ等)において発生しており、特に平成 22 年から平成 23 年にかけては、全国各地において野鳥(キンクロハジロ、ナベヅル等 15 種)や家きんの死亡個体等から相次いで認められました。渡り鳥など野鳥がウイルスを伝播している可能性があるとの指摘を踏まえ、国内の鳥獣の保護管理及びウイルスの感染経路究明に資するため、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき、都道府県と連携し、全国で渡り鳥の糞便や死亡野鳥を対象とした、高病原性鳥インフルエンザウイルスの保有状況を確認するモニタリングを実施します。(環境省)

- →H23 年に改訂した「対応技術マニュアル」に基づき、都道府県や関係省庁と連携し、適切に対策を実施。
- 高病原性鳥インフルエンザが発生した場合は、緊急に職員及び専門家を現地に派遣し、渡り鳥など野鳥に高病原性鳥インフルエンザウイルスが蔓延していないかを確認するため、 現地の状況把握、指導助言、環境試料調査等を実施します。(環境省)
 - →全国で高病原性鳥インフルエンザが発生した際には、必要な調査を適切に実施。
- 国内での発生時の早期対応に資するため、渡り鳥の飛来経路である周辺諸国との連携を強化し、各国との鳥インフルエンザの発生情報等の共有に努めます。(環境省)
 - →我が国の対策に資するため、各国の鳥インフルエンザ対策について情報収集、情報交換を実施。
- 渡り鳥の飛来経路の解明に努めます。(環境省)
 - →カモ類、ハクチョウ類、猛禽類等に装着した送信器を利用し衛星を介して渡り鳥の飛来経路の解明 に努めた。
- 高病原性鳥インフルエンザなどの人獣共通感染症に対して、発生時に迅速な対応ができるよう、通常時から国民や関係機関に対して情報提供を行うとともに、都道府県、関係省庁間での情報共有と連携に努めます。(環境省、厚生労働省、農林水産省)
 - →野生動物が感染・伝播する可能性のある人獣共通感染症について、情報収集を行うとともに、必要 に応じて都道府県や関係省庁と連携して監視を実施。
- 高病原性鳥インフルエンザのみならず、口蹄疫、ウエストナイル熱等の、野生動物が感染 あるいは伝播する可能性のある感染症についても、鳥獣における蔓延に早期に対応するた め、情報収集等に努めます。(環境省)
 - →野生動物が感染あるいは伝播する可能性のある感染症について、専門家へのヒアリング、海外及び 国内の発生情報等の収集に努めた。